

平成30年12月14日

亀岡市議会議長 湊 泰孝 様

発議者 議会運営委員長 福井 英昭

亀岡市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項の規定により提出します。

議第 2 号議案

亀岡市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について

亀岡市議会基本条例（平成 22 年亀岡市条例第 18 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

亀岡市議会基本条例の一部を改正する条例

亀岡市議会基本条例（平成 22 年亀岡市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

前文、第 1 条及び第 4 条第 3 号中「向上」を「増進」に改める。

第 7 条第 1 項中「毎年開催する」を「行う」に改める。

第 10 条中「向上」を「増進」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。